

福島県地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

新旧対照表

令和7年3月

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

目次

[第 27 節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項](#)

----- 103 -----

- ・ [第 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達](#)
 - 1 [県及び関係機関相互間の伝達](#)
 - 2 [地域住民等に対する伝達](#)
- ・ [第 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の周知](#)
- ・ [第 3 災害応急対策をとるべき期間等](#)
- ・ [第 4 県のとるべき措置](#)

記載誤り

1-2 第 2 基本方針
(略)

8 [新型コロナウイルス感染症対策](#)

第 2 基本方針
(略)

8 [感染症対策](#)

地域防災計画の修正による

1-3 第 3 本県における社会的災害要因の変化
(略)

市町村毎の高齢者比率

市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)
07201	福島市	31.5	07364	檜枝岐村	40.0	07484	塙町	40.5
07202	会津若松市	32.5	07367	只見町	48.5	07485	鮫川村	42.6
07203	郡山市	28.2	07368	南会津町	43.7	07501	石川町	39.1
07204	いわき市	32.5	07402	北塩原村	40.7	07502	玉川村	33.5
07205	白河市	31.4	07405	西会津町	49.0	07503	平田村	38.2
07207	須賀川市	30.0	07407	磐梯町	38.8	07504	浅川町	36.2
07208	喜多方市	37.9	07408	猪苗代町	41.2	07505	古殿町	42.2
07209	相馬市	32.6	07421	会津坂下町	38.4	07521	三春町	36.5
07210	二本松市	36.0	07422	湯川村	35.5	07522	小野町	38.5
07211	田村市	37.9	07423	柳津町	47.2	07541	広野町	33.2
07212	南相馬市	38.1	07444	三島町	55.3	07542	檜葉町	37.6
07213	伊達市	37.1	07445	金山町	61.6	07543	富岡町	16.2
07214	本宮市	29.2	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	52.9
07301	桑折町	38.5	07447	会津美里町	41.7	07545	大熊町	-
07303	国見町	43.6	07461	西郷村	26.3	07546	双葉町	-
07308	川俣町	43.9	07464	泉崎村	34.2	07547	浪江町	-
07322	大玉村	28.3	07465	中島村	31.8	07548	葛尾村	43.1
07342	鏡石町	28.9	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	34.6
07344	天栄村	38.6	07481	棚倉町	34.0	07564	飯館村	70.4
07362	下郷町	46.8	07482	矢祭町	42.1			

出所) 福島県現住人口調査月報 (令和 4 年 1 月 1 日現在)

※ [大熊町](#)、[双葉町](#) 及び [浪江町](#) は

第 3 本県における社会的災害要因の変化
(略)

市町村毎の高齢者比率

市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)
07201	福島市	32.1	07364	檜枝岐村	41.2	07484	塙町	42.0
07202	会津若松市	33.4	07367	只見町	49.2	07485	鮫川村	43.6
07203	市	28.9	07368	南会津町	45.0	07501	石川町	39.9
07204	郡山市	33.3	07402	北塩原村	41.9	07502	玉川村	34.9
07205	いわき市	32.4	07405	西会津町	50.8	07503	平田村	40.1
07207	白河市	31.0	07407	磐梯町	40.0	07504	浅川町	37.5
07208	須賀川市	38.7	07408	猪苗代町	42.6	07505	古殿町	44.0
07209	喜多方市	33.5	07421	会津坂下町	39.4	07521	三春町	37.9
07210	相馬市	37.1	07422	湯川村	36.2	07522	小野町	40.2
07211	二本松市	39.5	07423	柳津町	48.0	07541	広野町	35.1
07212	田村市	39.0	07444	三島町	55.9	07542	檜葉町	37.9
07213	南相馬市	37.9	07445	金山町	60.8	07543	富岡町	-
07214	伊達市	29.8	07446	昭和村	56.2	07544	川内村	56.1
07301	本宮市	38.4	07447	会津美里町	43.4	07545	大熊町	-
07303	桑折町	44.3	07461	西郷村	26.9	07546	双葉町	-
07308	国見町	45.6	07464	泉崎村	35.1	07547	浪江町	-
07322	川俣町	28.8	07465	中島村	33.7	07548	葛尾村	39.0
07342	大玉村	29.1	07466	矢吹町	33.1	07561	新地町	35.8
07344	鏡石町	40.8	07481	棚倉町	34.6	07564	飯館村	-
07362	天栄村 下郷町	49.2	07482	矢祭町	43.2			

出所) 福島県現住人口調査月報 (令和 6 年 6 月 1 日現在)

※ [富岡町](#)、[大熊町](#)、[双葉町](#) 及び [浪江町](#) については、[人口 \(男女の](#)

時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。

表 将来の本県の高齢者比率

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
高齢者比率	65歳以上	28.7	32.5	35.3	37.5	39.4	42.2	44.2
生産年齢人口比率	15～64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	12.0	11.2	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (2018年3月推計)

内数を含む) または世帯数の推計値にマイナスとなる項目があるため、基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。また、飯館村については、年齢(3区分)別人口にマイナスとなる項目があるため、「-」表示としている。

表 将来の本県の高齢者比率

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
高齢者比率	65歳以上	31.7	34.2	36.1	37.7	40.3	42.5	44.2
生産年齢人口比率	15～64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	11.3	10.3	9.4	8.9	8.7	8.5	8.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (2023年12月推計)

1-4 第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性
(略)
2 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)
(略)
(2) 地震発生履歴
(略)
カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 M=7.5
16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
(略)

第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性
(略)
2 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)
(略)
(2) 地震発生履歴
(略)
カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 M=7.5
16日午後1時1分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
(略)

適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>第3 その他通信網の整備・活用</p> <p>1 非常通信体制の充実強化 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3 1」を参照するものとする。</p> <p>2 その他通信連絡網の整備・活用 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3 2」を参照するものとする。</p> <p>第4 通信手段の周知</p> <p>1 県と関係機関間の連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 1」を参照するものとする。</p> <p>2 住民への連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 2」を参照するものとする。</p>	<p>第3 福島県総合防災情報システム このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3」を参照するものとする。</p> <p>第4 その他通信網の整備・活用</p> <p>1 非常通信体制の充実強化 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 1」を参照するものとする。</p> <p>2 その他通信連絡網の整備・活用 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 2」を参照するものとする。</p> <p>3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 3」を参照するものとする。</p> <p>第5 通信手段の周知</p> <p>1 県と関係機関間の連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第5 1」を参照するものとする。</p> <p>2 住民への連絡体制の周知 このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第5 2」を参照するものとする。</p>																									
2-3	<p>第1 地震観測網 県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="224 1125 974 1270"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測機関</th> <th>地震計の種類・観測方法</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>国土地理院</td> <td>電子基準点 GNSS地殻変動観測施設等</td> <td>35 4</td> </tr> </tbody> </table>	No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	(略)				(7)	国土地理院	電子基準点 GNSS地殻変動観測施設等	35 4	<p>第1 地震観測網 県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1019 1125 1769 1270"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測機関</th> <th>地震計の種類・観測方法</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>国土地理院</td> <td>電子基準点</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	(略)				(7)	国土地理院	電子基準点	38	適正化
No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数																								
(略)																											
(7)	国土地理院	電子基準点 GNSS地殻変動観測施設等	35 4																								
No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数																								
(略)																											
(7)	国土地理院	電子基準点	38																								
2-3	<p>第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要 県（危機管理総室）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と合わせて、</p>	<p>第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要 県（危機管理総室）では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・田村市・棚倉町・猪苗代町・西会津町・南会津町・浪江町）と合わせて、</p>	適正化																								

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。</p> <p>このシステムで得られた震度情報は、<u>県庁を経由し</u>、県総合情報通信ネットワークを通して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、<u>各市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、県の職員参集システムに組み入れられることにより、初動体制の充実・強化に活用</u>されている。</p>	<p>県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。</p> <p>このシステムで得られた震度情報は、<u>_____</u> 県総合情報通信ネットワークを通して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、<u>速やかな初動体制の確立</u>、各市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討 _____ <u>などに活用</u>されている。</p>	
2-3	<p>第3 震度情報ネットワークシステムの概要図</p> <p>この図は、現在の震度情報ネットワークシステムの概要を示しています。左側に「県庁(送受信装置)」があり、その下に「県総合情報通信ネットワーク」があり、さらに下に「県地方振興局」「市町村」「消防本部」が示されています。また、「県庁」は「福島地方気象台」とも接続されています。右側には「【県計測震度計設置市町村】」と「【気象庁施設利用市町村】」の2つのグループがあり、それぞれ「通信設備」「防災事務端末」「I/F」「発信装置」「計測震度計」が示されています。これらの情報は「有線・衛星通信回線(県総合情報通信ネットワークシステムの回線を使用)」を通じて「県庁」に送られ、また「※非常電源設備を設置」されています。さらに「ケーブル」を通じて「気象庁計測震度計」(郡山市、南会津町、西会津町、猪苗代町、棚倉町、田村市船引町、浪江町)と接続されています。</p>	<p>第3 震度情報ネットワークシステムの概要図</p> <p>この図は、修正後の震度情報ネットワークシステムの概要を示しています。構成は現在の図とほぼ同様ですが、通信経路に「県総合情報通信ネットワーク有線・衛星回線及び通信事業者LTE回線を使用」が追加されています。また、「※非常電源設備設置」の注釈も変更されています。右側の「【気象庁計測震度計利用市町村】」のリストは、郡山市、田村市(船引)、棚倉町、猪苗代町、西会津町、南会津町(田島)、浪江町に変更されています。</p>	適正化
2-4	<p>第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等</p> <p>1 県有施設の耐震性確保</p> <p>(1) 防災上重要建築物の指定 (略)</p> <p>ウ 緊急医療施設</p> <p>県立病院、公立大学法人福島県立医科大学<u>付</u>属病院</p>	<p>第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等</p> <p>1 県有施設の耐震性確保</p> <p>(1) 防災上重要建築物の指定 (略)</p> <p>ウ 緊急医療施設</p> <p>県立病院、公立大学法人福島県立医科大学<u>附</u>属病院</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

2-15	<p>第1 避難計画の策定 (略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>ペット</u> との同行避難のためのゲージ等の支援 (略)</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>ペット</u> 等の保管施設</p>	<p>第1 避難計画の策定 (略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>家庭動物</u> との同行避難のためのゲージ等の支援 (略)</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (略)</p> <p>(6) <u>家庭動物</u> 等の保管施設</p>	<p>「家庭動物」に表記を統一</p>																											
3-3	<p>第1 地震情報等の受理伝達</p> <p>1 気象庁の地震情報</p> <p>(1) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="226 624 987 983"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td><u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15分～2時間程度で発表。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15分～2時間程度で発表。</u>										<p>第1 地震情報等の受理伝達</p> <p>1 気象庁の地震情報</p> <p>(1) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1021 624 1783 983"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td><u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後 15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後 15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u>	<p>適正化</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																												
(略)																														
北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>後発地震への注意を促す情報を地震発生後 15分～2時間程度で発表。</u>																												
地震情報の種類	発表基準	内容																												
(略)																														
北海道・三陸沖後発地震注意情報	(略)	<u>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後 15分～2時間程度)し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u>																												
3-13	<p>第1 優先開通道路の選定</p> <p>1 優先開通道路の選定基準 (略)</p> <p>(2) 開通作業の優先順位</p> <p>優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1 優先開通道路の選定</p> <p>1 優先開通道路の選定基準 (略)</p> <p>(2) 開通作業の優先順位</p> <p>優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。</p> <p><u>なお、東北道路啓開計画(福島県版)に位置付けられた路線については、東北道路啓開計画(福島県版)に基づき道路啓開を実施するものとする。</u></p>	<p>東北道路啓開計画の策定による</p>																											

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由
3-13	<p>第3 道路開通作業の実施 (略)</p> <p>1 県(道路班) (略)</p> <p>なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。</p> <p><u>東北道路啓開計画(令和6年12月東北道路啓開等協議会)に位置付けられた路線については、この計画に基づき道路啓開を実施するものとする。</u></p>	<p>第3 道路開通作業の実施 (略)</p> <p>1 県(道路班) (略)</p> <p>なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。</p> <p><u>なお、東北道路啓開計画(福島県版)に位置付けられた路線については、東北道路啓開計画(福島県版)に基づき道路啓開を実施するものとする。</u></p>	東北道路啓開計画の策定による
3-16	<p>第7 <u>動物(ペット)</u> 救護対策</p> <p>1 県(健康衛生班)の業務 このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第7 1」を参照するものとする。</p> <p>2 市町村の業務 このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第7 2」を参照するものとする。</p>	<p>第7 <u>家庭動物</u> 救護対策</p> <p>1 県(健康衛生班)の業務 このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第8 1」を参照するものとする。</p> <p>2 市町村の業務 このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第8 2」を参照するものとする。</p>	「家庭動物」に表記を統一 適正化
3-24	<p><u>第4</u> 児童に係る対策</p> <p>1 要保護児童の把握 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4 1」を参照するものとする。</p> <p>2 児童のメンタルヘルスケアの確保 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4 2」を参照するものとする。</p> <p>3 児童の保護等のための情報伝達 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4 3」を参照するものとする。</p> <p><u>第5</u> 外国人に係る対策</p>	<p><u>第4</u> <u>妊産婦及び乳幼児に係る対策</u> <u>このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第5</u> 児童に係る対策</p> <p>1 要保護児童の把握 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 1」を参照するものとする。</p> <p>2 児童のメンタルヘルスケアの確保 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 2」を参照するものとする。</p> <p>3 児童の保護等のための情報伝達 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 3」を参照するものとする。</p> <p><u>第6</u> 外国人に係る対策</p>	妊産婦及び乳幼児に係る対策を追加

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節	現行	修正後	修正理由																				
	<p>1 避難誘導 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 安否確認 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 情報提供 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 3」を参照するものとする。</p> <p>4 相談窓口の開設 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>5</u> 4」を参照するものとする。</p>	<p>1 避難誘導 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 安否確認 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 情報提供 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 3」を参照するものとする。</p> <p>4 相談窓口の開設 このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第<u>6</u> 4」を参照するものとする。</p>																					
5-2	<p>第1 津波防災知識の普及、防災訓練</p> <p>1 住民、児童・生徒等への津波防災教育 (1) 住民に対する津波防災教育 カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との<u>動向避難</u>や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p>	<p>第1 津波防災知識の普及、防災訓練</p> <p>1 住民、児童・生徒等への津波防災教育 (1) 住民に対する津波防災教育 カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との<u>同行避難</u>や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p>	適正化																				
5-3	<p>第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 津波警報等の発表 (1) 津波警報等の種類と内容 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">種類</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">発表基準</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">発表される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">数値での発表</td> <td style="width: 10%;">巨大地震の場合の発表</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(4) 津波に関する予報及び情報 (略) イ 津波情報 (略)</p>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表	巨大地震の場合の発表	(略)				<p>第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 津波警報等の発表 (1) 津波警報等の種類と内容 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">種類</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">発表基準</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">発表される津波の高さ</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u></td> <td style="width: 10%;">巨大地震の場合の発表</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(4) 津波に関する予報及び情報 (略) イ 津波情報 (略)</p>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表	(略)				適正化
種類	発表基準			発表される津波の高さ																			
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																				
(略)																							
種類	発表基準	発表される津波の高さ																					
		数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表																				
(略)																							

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編） 別紙
修正後

章-節 現行

修正理由

<p>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注1)）の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 20%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m 超</td> <td>沖合での観測値[—]、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1)</u> 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <hr style="border: 0.5px solid blue; margin: 10px 0;"/> <hr style="border: 0.5px solid blue; margin: 10px 0;"/> <p>(略)</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m 超	沖合での観測値 [—] 、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について (略)</p> <p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注1)）の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発表中の津波警報等</th> <th style="width: 20%;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m 超</td> <td>沖合での観測値^(注2)、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>【注2】 <u>沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。</u></p> <p>(略)</p>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m 超	沖合での観測値 ^(注2) 、沿岸での推定値とも数値で発表	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容												
大津波警報	3m 超	沖合での観測値 [—] 、沿岸での推定値とも数値で発表												
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容												
大津波警報	3m 超	沖合での観測値 ^(注2) 、沿岸での推定値とも数値で発表												

